

令和8年度(2026年度)
八王子市未来に残す東京の農地プロジェクト事業
募集要項

1 目的

現況非農地(宅地、雑種地等)から農地への転換や遊休農地の再生、防災などの多面的機能を発揮するために、必要な施設整備等を支援することで、貴重な農地の確保及び保全、その有効活用を図ることを目的とする。

2 補助対象者

市内認定農業者または市内認定新規就農者

※補助対象事業によってはその他の条件が必要となる場合があります。

3 補助対象事業

① 農地創出型

事業実施者本人が所有する現況非農地(宅地、雑種地等)を農地に整地・整備し、農地等の面積を増加させるために必要な整備事業

【例】建築物等解体処分、徐礫、深耕、客土等

② 農地再生型

遊休農地等の農地を再生利用するための整備や、後継者の就農等に作目転換を促進するために必要な整備事業

【例】障害物除去(樹木等の伐採・抜根等)、徐礫、深耕、客土等

③ 生活環境型

農地が持つ多面的機能を発揮し、地域と調和した農地として保全していくために必要な整備事業

【例】農薬飛散防止施設の整備、土砂流出防止施設、防塵施設の整備、簡易直売所の整備、市民農園の整備等

④ 防災安全型

農地が持つ防災機能を向上するための施設整備及び農業用水の安全を確保するための整備事業

【例】防災兼用農業用井戸(非常時を想定した発電機及び周知用看板も含む。)

⑤ 推進支援型

①～④の事業の実施に係る設計や調査、農地保全に係る広報活動名等の支援

【例】①～④の事業の実施に必要な基本調査等、農地保全のPRに必要な広報活動

4 補助率等

■ ①及び②事業は、補助対象経費の2/3以内【東京都補助のみ】
※②の事業で認定新規就農者の場合は、補助対象経費の3/4以内

■ ③及び④の事業は、補助対象経費の7/8以内【東京都及び市補助】

■ ⑤の事業は、補助対象経費の1/2以内【東京都補助のみ】

【留意】・その額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額となります。
・消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象としません。

5 事業費の上限及び下限

令和8年度(2026年度)予算の範囲内

※令和8年度(2026年度)歳入歳出予算が令和8年(2026年)3月31日までに
八王子市議会で可決された場合において確定する。

6 受付期間

(1) 実施場所の申告期間

令和7年(2025年)4月25日(金)から5月9日(金)正午まで

(2) 要望調書等提出物の提出期間

令和7年(2025年)5月23日(金)正午まで

7 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時は除く)

8 受付方法

(1) 「設置場所」については、6(1)の期間に農林課にご相談ください。

(2) 要望調書等の提出については、市役所6階農林課へ直接提出してください。
(郵送等不可)

9 提出物

農林課で配布する ①要望調書 ②実施場所がわかる地図を記入のうえ、③見積書の
写し(必須)を添付し提出してください。

10 申請条件

(1) 総事業費が予算の範囲内であること

(2) ①の事業を実施する者は、自己所有の宅地、雑種地等を整備し、かつ本事業による
整備後8年間は農地としての活用を継続する見込みがあり、8年間の義務付けに際し支
障がなく、同意していること。

また、対象農地の面積は、市街化区域では3a(300㎡)以上、既存生産緑地と隣接し、規模拡大を図る場合には1a(100㎡)以上とする。

市街化区域以外の地域では、3a(300㎡)以上とする。ただし、事業実施後に当該農地について生産緑地地区指定への申請がなされることを原則とする。

- (3) ②の事業を実施する場合、別表に掲げる要件を満たすものとする。
- (4) ④の事業は、原則市街化区域内の所有農地を保全する目的で、原則自己所有地に整備すること。ただし、市街化調整区域内の農地においても、農地が持つ防災機能の向上に必要等、事業の目的が達成できると市が判断した場合、補助対象とする。
また、防災兼用農業用井戸を設置する場合、市と防災協定を締結できること。
- (5) 防災兼用農業用井戸を整備する場合、災害時に近隣住民へ生活用水の供給及び及び案内板の設置等に協力できること、また、通常時に農業用水として利用できることが前提となるが、特段の理由があり、農地への設置が困難な場合相談すること。
- (6) 防災兼用農業用井戸の整備は、くみ上げた井戸水がでる、最初の水栓(蛇口)までが補助対象になります。
※井戸ポンプ等の規格は、揚水に最低限必要なものとすること。
- (7) 整備事業について、近隣住民の理解があること。
- (8) 整備事業及び整備する土地について、権利許可関係が調整されていること。
- (9) 要望調書が農業経営改善計画等と整合性がとれ、達成が確実なこと。

11 候補者の決定

- (1) 東京都が支援する補助金等の受給状況や申請条件等に合致していることなど、総合的に判断し要望候補者を決定します。
- (2) 提出者全員に通知します。

12 その他

- (1) この事業は東京都の補助事業を活用して実施しているため、当該調書の提出及び本事業の要望候補者の決定をもって事業の実施を確約するものではありません。市の審査後、東京都の審査があります。
今後のスケジュールについては都の方針が決定次第、お知らせいたします。
- (2) 要望調書等の提出後に内容の変更等は認められません。
- (3) 事業終了後、補助対象者は5年間の実績報告が必要となります。計画とおり整備等が実施されていない場合、補助金の返還を命ずることがあります。
- (4) 整備した財産の処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(大蔵省令)」に定められた耐用年数によります。
- (5) 生産緑地の相続税猶予を受けている土地に整備する場合、整備地の相続税猶予の

指定が解除となる場合があります。詳細は税務署に確認してください。

13 問い合わせ先

八王子市産業振興部農林課(市役所 6 階)

TEL042-620-7250

別表

<p>1 市街化区域以外で貸借等を伴う場合</p>	<p>(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律又は農地法等による売買や貸借の手続き等を行ったか、行うことが見込まれる農地であること。</p> <p>(2) 一地区当たり概ね 10a(1,000 m²)以上であること。</p> <p>(3) 当該農地について、事業を実施する農業者が<u>8年間を超える期間、耕作することが見込まれており</u>、8年間の義務付けに際し、支障がなく、同意していること。</p> <p>(4) 人力・農業機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地で、以下のいずれかの要件を満たす農地とする。</p> <p>(ア) 農地法第 32 条第 1 項第 1 号における遊休農地※のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地に該当</p> <p>(イ) 老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている農地であること。</p> <p>※現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地</p>
<p>2 市街化区域内で貸借等を伴う場合</p>	<p>(1) 生産緑地法に基づき、市が生産緑地に指定した農地であること。ただし、実施年度から8年以内に生産緑地への指定の公示から 30 年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する同意をすること。</p> <p>(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律等による貸借等の手続きを行ったか、行うことが見込まれる農地であること。</p> <p>(3) 一地区当たり 3a(300 m²)以上であること。</p> <p>(4) 老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている農地であること。</p> <p>(5) 当該農地について、事業を実施する農業者が8年以上耕作することが見込まれており、8年間の義務付けに際し、支障がなく、同意していること。</p> <p>(6) 当該事業に際して、農地の貸借期間が原則、8年を超えるものであること。</p>
<p>3 後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備の場合</p>	<p>(1) 事業承継、就農した者が自ら管理する農地であること。</p> <p>(2) 市街化区域内においては、生産緑地法に基づき、市が生産緑地に指定した農地であること。ただし、実施年度から8年以内に生産緑地への指定の公示から 30 年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する同意をすること。</p> <p>(3) 老木化した果樹等の伐採・抜根等の必要がある農地で作目転換を予定する農地であること。</p> <p>(4) 一地区当たり 10a(1,000 m²)以上であること。ただし、市街化区域においては 3a(300 m²)以上であること。</p> <p>(5) 過去に本事業を用いて伐採・抜根等に対する補助を受けていないこと。</p>